

○京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金交付要綱

令和5年2月17日

告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）の趣旨に基づき、町内の飼い主のいない猫等の増加を抑制し、良好な生活環境を確保するため、猫の避妊・去勢手術に要する経費を負担する者に対し、予算の範囲内で猫の避妊・去勢手術補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、京丹波町補助金等交付規則（規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 避妊・去勢手術 獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する免許を有する獣医師（以下「獣医師」という。）による雌猫の卵巣若しくは卵巣及び子宮の両方を摘出する手術又は雄猫の精巣を摘出する手術をいう。

(2) 耳カット施術 避妊手術等が済んでいることを識別するため獣医師による飼い主のいない猫の片方の耳をV字カットする施術をいう。

(3) 飼い猫 町内において飼い主が所有又は占有の意思を持って、継続的に給餌、給水等の世話をし、管理している猫をいう。

(4) 飼い主のいない猫 町内に生息する飼い猫以外の猫をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、動物愛護法第10条第1項に規定する第一種動物取扱業の登録を受けた者のうち猫の販売業を営む者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 京丹波町内に住所を有している者

(2) 町税を滞納していない者

(遵守事項)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飼い主のいない猫を捕獲する場合、飼い猫を誤捕獲することがないように十分調査するとともに、避妊・去勢手術及び耳カット施術の実施、補助金交付の申請及び交付決定後も含め対象となる猫に関する問題について、自らが一切の責任を負い、誠意を持って解決しなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、猫の避妊・去勢手術及び耳カット施術に要する費用（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、当該対象となる猫が手術に至らなかった場合の診察に係る費用又は処置費用等については、対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、猫1匹につき5,000円とする。ただし、支払った補助対象経費の額が補助金の額を下回る場合は、当該支払った補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(補助金交付申請)

第7条 申請者は、猫の避妊・去勢手術を実施する前に京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 猫の正面及び全身の写真
 - (2) その他町長が必要と認める書類
- （交付の決定及び通知）

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金交付決定通知書（様式第2号）又は京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告書）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、猫に避妊・去勢手術を受けさせたときは、前条の通知を受けた日から起算して60日を経過する日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 猫の避妊・去勢手術における領収書又はその写し
 - (2) 飼い主のいない猫は、耳カット施術後の写真
- （補助金交付額の確定）

第10条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金交付確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

京丹波町長 様

住 所
氏 名
電話番号

京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金交付申請書

京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、当該補助金の活用により発生する責任問題については、町は一切責任を負わないことを了承し、自らの責任で解決します。

また、京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金交付要綱第3条の規定に基づく、町税の納付状況の調査（照会）をされることに同意します。

記

1 猫の種別等

猫の種別	□飼い猫		□飼い主のいない猫	
	性別	□オス □メス	年齢	歳
猫の情報	名前		毛色	色

2 飼い主のいない猫に関する情報

保護場所	京丹波町
飼い主のいない猫である根拠	
その他	

※添付書類 猫の正面及び全身の写真
その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹波町長

京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金について、京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

猫に避妊・去勢手術を受けさせたときは、交付決定を受けた日から起算して60日を経過する日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金実績報告書（様式第4号）を提出すること。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹波町長

京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金について、下記の理由により交付できませんので、京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者氏名
- 3 申請者住所 京丹波町
- 4 補助金不交付の理由
 - 京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金交付要綱における補助対象者でない。
 - 必要な書類の提出がなされていない。
 - その他

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

京丹波町長 様

住 所
氏 名
電話番号

京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金について、猫の避妊・去勢手術を実施した（実施しなかった）ので、京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

実施

1 交付決定を受けた猫の概要

種別	性別	保護場所（飼い主のいない猫の場合のみ記入）
<input type="checkbox"/> 飼い猫	<input type="checkbox"/> オス	京丹波町
<input type="checkbox"/> 飼い主のいない猫	<input type="checkbox"/> メス	

2 獣医師の証明欄

手術証明
上記申請者の猫の手術（ <input type="checkbox"/> 卵巣摘出 <input type="checkbox"/> 子宮摘出 <input type="checkbox"/> 精巣摘出 <input type="checkbox"/> 耳カット施術 ）を 年 月 日に実施したことを証明します。 年 月 日 住 所 病 院 名 獣医師名 ㊟

※添付書類 猫の避妊・去勢手術における領収書又はその写し

飼い主のいない猫は、耳カット施術後の写真

未実施（理由）

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹波町長

京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金
について、京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金交付要綱第10条の規定により、下
記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

京丹波町長 様

住 所
氏 名
電話番号

㊞

京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定を受けた京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金について、京丹波町猫の避妊・去勢手術補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額			円
支 払 方 法	口 座 振 込		
振 込 先	金 融 機 関 名		
	支 店 名		
	預 金 種 別	普通 ・ 当座	
	口 座 番 号		
	(ふりがな) 口 座 名 義 人		
備 考			

※振込先口座は、申請者名義の口座を記載してください。

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)